

東近江市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 8 月 10 日

改定 令和 2 年 11 月 10 日

改定 令和 5 年 11 月 10 日

東近江市農業委員会

「農業委員会等に関する法律」第 7 条に基づき、東近江市農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

記

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

東近江市においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地域では、野生鳥獣による被害も多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、農業委員担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、東近江市農業委員会の指針として、法第 7 条第 1 項に基づき、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する滋賀県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する東近江市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、当該年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営 2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営 第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

本指針、当該年度の「目標及びその達成に向けた活動計画」及び前年度の実施状況である「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」については、市ホームページで広く公表し意見を求め、必要に応じて目標値の見直しを図るものとする。

第1 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現状 (令和5年3月)	8,330ha	6,420ha	77.1%
3年後の目標 (令和8年3月)	8,300ha	6,640ha	80%
目標 (令和15年3月)	8,230ha	6,584ha	80%

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主 業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農 者	基本構想水準 到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現状 (令和5年4月)	2,788戸 (241戸)	448経営体	8経営体	62経営体	17団体
3年後の目標 (令和8年4月)	2,500戸 (220戸)	520経営体	10経営体	50経営体	10団体
目標 (令和15年4月)	2,200戸 (200戸)	550経営体	12経営体	30経営体	5団体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考数値である。

また、上記の参考数値は、「地域計画」等の見直しに当たっても活用する。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2020年農林業センサスの数値を記入する。

注3：目標数値は、市町村担当部局と調整の上、記入する

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

○農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに当たっては、担当区域の農業委員が随時参画していく。

②農地中間管理機構事業との連携について

○農地中間管理機構が行う農地中間管理事業について、農地情報の提供、農地等に係る権利関係等の確認及び関係法令との調整、既存貸借権の解約、農地利用集積計画の決定、農地利用促進計画（案）に対する意見回答、農地利用促進計画に基づく貸借権設定の農地台帳での管理等を行う。

③農地等のあっせん・相談

○農地等のあっせん・相談等については、対象農地の担当区域の農業委員が対応するものとする。広域的な取り組みが必要な場合は、農地利用最適化推進ブロック会議等に拡大して取り組むものとする。

④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

○農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

当該年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状 (令和5年3月)	8,330ha	4.6ha	0.05%
3年後の目標 (令和8年3月)	8,300ha	3.5ha	0.04%
目標 (令和15年3月)	8,230ha	2.5ha	0.03%

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員の担当区域チーム制による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

1 事前地域調査の実施（6 月中頃から 7 月中頃）

各農業組合長に事前地域調査を依頼する。

2 遊休農地利用状況全体調査の実施（8 月上旬）※改選年度は 8 月下旬

事前地域調査結果を基に、農地利用最適化推進ブロック会議及び地区担当農業委員ごとに遊休農地利用状況全体調査を実施する。調査農地が無い場合や少ない場合は、農地パトロールを実施する。

3 遊休農地集計結果の確定（10 月中頃）

遊休農地利用状況全体調査結果を基に、農地利用最適化推進ブロック全体会議において、遊休農地集計結果を確定する。

4 農地利用意向調査の実施

確定した遊休農地の所有者に農地利用意向調査を実施する。

5 農地中間管理機構との連携

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

②遊休農地の解消指導・解消実践活動について

農業委員が担当区域に属する地域担当チームを編成し、遊休農地と判定した農地について所有者への解消指導・担当チームにおける解消実践活動を実施する。

1 遊休農地解消実践活動要領の検討・決定（12 月中頃）

農地利用最適化推進ブロック全体会議において、遊休農地解消実践活動要領の検討・決定を行う。

2 解消計画等の策定（12 月中頃～2 月末）

各農地利用最適化推進ブロック会議において、解消計画等を策定する。

3 解消計画の発表（3 月中頃）

農地利用最適化推進ブロック全体会議において、各農地利用最適化推進ブロック会議から解消計画を発表する。

4 解消実践活動の展開（3 月中頃から 5 月末）

各農地利用最適化推進ブロック会議において、策定した解消計画に基づき、解消実践活動を展開し実績をまとめる。

5 解消実践活動の実績の発表（6 月中頃）

農地利用最適化推進ブロック全体会議において、各農地利用最適化推進ブロック会議から解消実践活動の実績を発表する。

③違反転用の発生防止・早期発見について

農地パトロール中に行っている違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関

する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

④「農業委員会サポートシステム」について

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

当該年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現状 （令和5年3月）	2人 （ 0.5 ha）	0法人 （ ——— ha）
3年後の目標 （令和8年3月）	5人 （ 1 ha）	1法人 （ 2 ha）
目標 （令和15年3月）	10人 （ 10 ha）	5法人 （ 10ha ）

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内で必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①就農相談等の対応について

市やJ A・農業委員会等に寄せられる就農相談について、必要に応じ、担当区域の農業委員が相談支援活動を行い、全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、サポートしていく。

②青年等就農計画認定審査会への参画について

市が開催する青年等就農計画認定審査会に、担当区域の農業委員が参画する。農業委員には新規

就農名簿等の情報を提供する。

③新規就農者育成総合対策事業（旧 農業次世代人材投資事業）審査会及びサポート体制への参画について

市が開催する新規就農者育成総合対策事業（旧 農業次世代人材投資事業）審査会及び交付対象者のサポート体制における「農地」の専属担当者として、就農状況確認の面談（年1回）やサポート活動（年1回訪問指導）に、担当区域の農業委員が参画する。

④企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の推進を図る。

⑤農業委員会のフォローアップ活動について

農業者のための説明会やイベント等に積極的に参加することで、情報の収集に努め、新規就農者の受入れとフォローアップ体制の整備に努める。また、農業委員は新規参入者（法人を含む。）の地域の受入れ条件の整備に努めるとともに、営農指導等後見人的な役割を担う。

（3）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

当該年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第2 「地域計画」の目標を達成するための役割

東近江市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、東近江市農業委員会は次の役割を担っていく。

- 1 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- 2 農家への声掛け等による意向把握
- 3 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- 4 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- 5 「地域計画」の定期的な見直しへの協力